平成 23 年 12 月

愛読者各位

労務管理事務所　新労社
特定社会保険労務士　深石　圭介

３訂版『すぐにもらえる！雇用関係助成金 申請・手続マニュアル』追補版

本書の内容は、原則として 2011 年 6 月 1 日時点で最新のものを解説しております。それ以降 12 月 23 日までの改正等による内容の変更に関しては、下記の箇所をご修正の上、ご使用くださいますようお願い申し上げます。なお、書式の差し替えにつきましては、厚生労働省のサイトを書類名で検索していただくよう、お願い申しあげます。

記

序章 アンケートと助成金一覧

＝＝

2011 年 6 年 18 日　　最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業　創設

P29 一番下に以下の内容を付け加え
中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金(業種別中小企業団体助成金と業務改善助成金の 2 種類があります)

業種別中小企業団体助成金　：　最低賃金引き上げの影響が大きい業種が、業界を挙げて賃金底上げのために環境整備に取り組む費用を助成します。
業務改善助成金　：　最低賃金 700 円以下の 34 都道府県において、事業所内のもっとも低い時間給を計画的に 800 円以上に引き上げる中小企業に対し、賃金引き上げに資する業務改善を支援します。

業種別中小企業団体助成金　：　1 団体上限 2,000 万円
業務改善助成金　：　賃金引上げに資する業務改善を行い費用の 2 分の 1（限度額 100 万円）

業種別中小企業団体助成金を受けられる団体は以下の 13 業種です。

[1]食料品小売業、[2]食料品製造業、[3]一般飲食店、[4]その他の事業サービス業（ビルメンテナンス等）、[5]その他の小売業、[6]衣服・その他の繊維製品製造業、[7]各種商品小売業（百貨店、総合スーパー等）、[8]社会保険・社会福祉・介護事業、[9]飲食料品卸売業、[10]宿泊業、[11]洗濯・理容・美容・浴場業、[12]道路旅客運送業及び[13]電子部品・デバイス製造業。

業務改善助成金を受けるために求められる行動は以下の通りです

[1]賃金引上げ計画の策定
事業場内で最も低い時間給を４年以内に 800 円以上に引上げ［2］１年当たりの賃金引上げ額は 40 円以上（就業規則等に規定）［3]引上げ後の賃金支払実績［4]業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取［5]賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと
等

＝＝

2011 年 10 月 1 日　受動喫煙防止対策助成金の創設

Ｐ29　一番下に以下の内容を付け加え

受動喫煙防止対策助成金
喫煙室設置費用に関する助成金です。受動喫煙による健康障害防止等を図るため、10 月 1 日よりこの新たな助成金制度を施行する見込みとなりました。

喫煙室設置に係る費用の 4 分の 1（支給上限は 200 万円）
次のイ～ハのすべてに該当する中小企業事業主で、喫煙室設置に係る費用を支出すること。

イ　飲食店、喫茶店または旅館業の事業者
(1)飲食店等
　食堂、レストラン、専門料理店、酒場、喫茶店、その他の飲食店
(2)旅館業
　旅館、レストラン、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
ロ　喫煙室設置による空間分煙を行う事業者
ハ　喫煙室設置に係る書類を整備している事業者

飲食店、喫茶店または旅館業を営む中小企業限定の助成金です。

＝＝

2011 年 9 月 1 日　育児関連助成金の再編成

P14 表のセル上から 4 行目、右から 2 列目
「両立支援レベルアップ助成金（代替要員確保コース、子育て期の短時間勤務支援コース）」を以下のように訂正
⇒「中小企業両立支援助成金　代替要員確保コース、両立支援助成金　子育て期短時間勤務支援助成金」

P14 表のセル上から 4 行目、右から 1 列目
「事業所内保育施設設置・運営等助成金、両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース、休業中能力アップコース）」を以下のように訂正
⇒「両立支援助成金（事業所内保育施設設置・運営等助成金、中小企業両立支援助成金（休業中能力アップコース）」

＝＝

2011 年 12 月 15 日　建設教育訓練助成金と、建設雇用改善推進助成金の、岩手、宮城、福島３県の震災特例追加

P25　15 行目以降、以下の文章を追加

被災３県（岩手、宮城、福島）に限って、助成率の拡充を行います。

★建設労教育訓練助成金の拡充

１、労働安全衛生法に基づく技能講習の種類を追加（建設業関連の作業主任者の技能講習）
２、登録教習機関に委託して行う技能講習の助成割合を拡充（委託費７０％から９０％に）
３、技能実習の実習時間の制限を緩和（１０時間未満でも可能になる）
４、広域訓練施設での訓練に労働者を派遣する場合の旅費助成の助成率を拡充（現行２分の１を３分の２に拡大）

★建設雇用改善推進助成金の拡充

作業員宿舎、現場福利厚生施設の賃借等に対する助成率等を拡充
（現行助成率２分の１、限度額２００万円を３分の２、３００万円に拡充）

＝＝＝

2011 年 12 月 15 日　被災者雇用開発助成金の特例を設けます。

P16 16 行目以降　以下の文章を追加

１年以上継続雇用した被災者雇用開発助成金の対象労働者が１０人以上となった場合、以下の奨励金が追加されます。１０人目の対象労働者の第２期支給決定終了後に支給されます。

大企業…５０万円
中小企業…９０万円

第 1 章 雇用安定のための助成金

1、中小企業緊急雇用安定助成金(雇用調整助成金) P32

＝＝

被災地企業への支援措置　5.24 公布され、2011.4.1 までさかのぼり。

Ｐ73　13 行目以降
次の内容を追加

被災地のうち、41 市区町村であれば、以下の訓練も対象となります。

【被災住民生活支援】
●　避難所における支援活動（炊き出し、介助等）●　居宅で不自由している方への物資の配送
●　独居老人に対する訪問・見守り　等
【地域再生支援】
●　市街整備（がれきの撤去作業等）●　植生　等
実施に当たっては、以下の条件を満たすことが必要です。
○　業務の一環として教育訓練期間中の賃金が支払われるものであること
○　教育訓練のねらい、具体的な内容、スケジュール等を明記したカリキュラ

ムが作成されていること
○　地域貢献活動について十分な経験がある指導員の指導の下に行われること
＝＝

2011 年 6 月 22 日　福島原発問題における中安金・雇調金の特例の延長

P40 16 行目以降、以下の文章を挿入
計画届の遡及適用及び事業活動の縮小に係る特例は、平成 23 年 6 月 16 日までに提出された分をもって終了しましたが、東京電力福島第一原発の周辺に所在する又は所在していた事業主については、7 月 21 日まで延長となりました。

＝＝

2011 年 7 月 4 日　夏の電力制限における中安金・雇調金の取扱い
支給要件を満たす事業所については、同助成金の対象となります。したがって、以下の内容を P40 16 行目以降に付けたし。

今夏の電力使用制限に伴う中安金・雇調金の扱い

★電力使用制限や使用電力抑制により事業活動が縮小する場合であっても、それ以外の経済上の理由（※）による事業活動の縮小が、更にある場合。
（「それ以外の理由」について説明していただきます。）（※）風評被害により観光客が減少した など
★取引先が電力使用制限や使用電力抑制を受けたことにより売上が減少した場合など、電力使用制限などの影響が間接的な場合。

＝＝

2011 年 7 月 5 日　福島原発問題における「特定避難勧奨地点」中安金・雇調金の取扱い

支給要件を満たす事業所については、同助成金の対象となります。したがって、
以下の内容を
P39 12 行目以降の図、6 行目に付けたし
特定避難勧奨地点…支給される

＝＝

2011 年 7 月 8 日　助成金対象者の変更に伴うに伴う様式の差し替え

P68 新様式に差し替え

・・

様式第 5 号(1)　休業等支給申請書 平成 23 年 7 月 1 日から

P99 新様式に差し替え

・・

様式第 6 号(1)　出向支給申請書　平成 23 年 7 月 1 日から

P112　新様式に差し替え、もう１つ挿入

・・

様式第 98 号　支給申請確認書

平成 23 年 7 月 1 日以降に、それまでの旧様式で支給申請された場合に使用します。7 月 1 日以降の新様式の支給申請書を使う場合は不要です。

様式第 99 号　支給申請確認書

出向の場合の支給申請確認書です。P112 の後ろに挿入してください。

＝＝

2011 年 8 月 1 日　給付基礎日額の変更に伴う雇調金及び中安金の最高限度額変更

P43 上から 2 行目、P44 上から 5 行目

7,505 円を以下のように訂正

⇒　7,890 円

＝＝

2011 年 9 月 30 日　福島原発の緊急時避難準備区域の解除

P39 16 行目　「緊急時避難準備区域…支給される」削除

＝＝

2011 年 10 月 7 日 円高の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の特例を設けました

P35 15 行目以降に次の内容を挿入

円高の影響を受けた事業主で、雇用調整助成金を利用する対象期間の初日が平成 23 年 10 月 7 日以降である事業主の方を対象に、次の特例を設けました。

① 生産量等の確認期間を、最近３か月ではなく最近１か月に短縮。
② 最近１か月の生産量等がその直前の１か月又は前年同期と比べ、原則として５％以上減少する見込みである事業所も対象とする。
（ただし、支給決定の際に実際に減少していなかった場合は、支給対象外となります）
雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（円高の影響用）
P34 下から１行目～P35 上から３行目まで削除　③「3 年前同期：15%以上減った場合。～」

＝＝＝

2011 年 12 月 15 日　今冬の使用電力抑制に取り組む場合、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金が一定の場合に利用できます。

P35 15 行目以降に次の内容を挿入

平成 23 年度の使用電力抑制に伴う雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の利用について。
以下の要件を満たし、生産高または売上が減少していれば、助成金の対象になります。

① 使用電力の抑制により事業活動が縮小した場合であっても、それ以外に、経済上の理由（※）による事業活動の縮小があった場合。
（※）円高による輸入品の増加や国内品全般の需要の減少により販売高が低迷した　など
② 取引先が使用電力の抑制に取り組んだことにより、売上が減少した場合など、節電要請の影響が間接的な場合。

第 6 章　教育訓練のための助成金

１４、成長分野等人材育成支援事業奨励金　P280

＝＝＝

2011 年 7 月 26 日　成長分野等人材育成支援事業の支給要件を緩和しました。
（平成 24 年 3 月 31 日までの暫定措置）

p280 5行目　「1年間」⇒　以下のように訂正
「6カ月以上の育成期間の間」
P281 4行目　「所定労働時間内実施の訓練が、総労働時間の3分の2以上であること」
⇒削除
p282 1行目　「実施計画は原則1年」⇒　以下のように訂正
「実施計画は原則6カ月以上」
p282 6行目　「1年」⇒　以下のように訂正
「6カ月以上の間」

＝＝

2011年10月28日　成長分野等人材育成支援事業の支給対象を拡充しました。
（平成24年３月31日までの暫定措置）

P280 下から2行目以降最後まで、以下のように訂正

「事業主が負担した訓練費用を、1訓練コースにつき、対象者1人当たり20万円（中小企業が大学院を使ったときは50万円）を上限として支給されます。」

⇒　「事業主が負担した訓練費用を、off-JTについては、事業主が負担した訓練費用、 0JTについては対象労働者１人につき１時間当たり600円を助成します。上限額は1訓練コースにつき、対象者1人当たり20万円（中小企業が大学院を使ったときは50万円）です。」

P281 上から3行目以降　以下の文章を挿入

⇒・成長分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、その労働者に職業訓練を行う事業主の場合、労働者に仕事をさせながら訓練を行う0JTも助成対象になります。

下から4行目以降　以下の文章を挿入

⇒③成長分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れる事業主
１、成長分野等以外の事業を行う移籍元事業主において１年以上雇用保険被保険者として雇用されていた労働者であること
２、移籍元事業主における離職日より前に移籍元事業主との間に移籍の同意がある労働者であること３、移籍元事業主における離職日の翌日から起算して３か月以内に移籍先事業主に雇い入れられた労働者であること

４、移籍先事業主における雇入れ日の前日から起算して３年前の日から雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において、移籍先事業主において雇用保険被保険者として就労したことがないこと
５、 以下のア～ウいずれかに該当する場合その他の資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性を認めることが適当でないと判断される事業主間で行われる移籍により雇い入れられた者でないこと

ア　他の事業主の総株主または総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、他の事業主を子会社とする場合における、親会社または子会社であること
イ　ア以外で総株主または総社員の議決権の保有状況等からみて、密接な関係にあると認められる事業主であること
ウ　取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、または取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること

※ 移籍にあたっては、上記②に加えて移籍先の業務内容や労働条件等について、労働者と移籍元事業主との間で合意していることが必要です。

６、対象労働者の移籍について、移籍元事業主と合意が成立している事業主であること

P282 下から 6 行目以降以下の文章を挿入

◆OJT による職業訓練を行う場合、以下の要件を満たすことが必要です。
① 対象労働者の職業訓練計画全体を通じて、少なくとも 1 コースには Off-JT による訓練が含まれていること
② 専門的な知識、技能を有する指導員・講師により行われるものであること
③ OJT による職業訓練の時間数が、訓練計画全体の総時間数の 9 割以下であること

＝＝

2011 年 12 月 13 日　岩手・宮城・福島の事業所について助成額を増やします。（平成 25 年 3 月 31 日までの暫定措置）

高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、その受講料や住居費の一部を助成します。

P283 上から 11 行目以降、以下の内容を付け加え

東日本大震災の被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練（以下「研修等」という）を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、その受講料や住居費の一部を助成します。

１．雇用保険の適用事業主であること
２．次の①から④に該当する中小企業事業主であること
① 事業所が岩手県、宮城県、福島県に所在すること
② 期間の定めなく雇用する労働者を、県外の大学院や研究機関等で３か月以上２年
以内の期間、研修等を受講させる事業主であること
③ ②の研修等は、震災の復興に資する産業分野に関連するものであること
④ 研修等を受講させるため、対象労働者の住居を移転(単身も可)させ、住居費を負担すること

支給額
事業主が負担した研修等に要する費用（対象者１人につき年間 50 万円を上限）
事業主が負担した住居費の３分の２（対象者１人につき年間 40 万円を上限）

１５、緊急人材育成・就職支援基金　P296

＝＝

2011 年 10 月 1 日　求職者支援制度のご案内（平成 23 年 10 月 1 日施行）

2011 年 10 月 1 日から緊急人材育成支援事業は求職者支援制度と名前が変わり、新制度になりました。

P296 上から 1 行目　題名「緊急人材育成・就職支援基金」を以下の通り訂正
⇒「求職者支援訓練・認定職業訓練実施奨励金」

上から 12〜13 行目　「緊急人材育成支援事業にかかる職業訓練（以下「基金訓練」）という」を以下の通り訂正
⇒「求職者支援制度に基づく職業訓練（以下「支援訓練」）という」

上から 15〜19 行目　「おおむね以下の 3 つのコース」〜を削除し、以下の通り訂正
⇒「おおむね以下の 2 つのコース」

・実践コース　（基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練）
・基礎コース　（基礎的能力を習得する訓練）

P297　上から 2～6 行目　「２、受給額」を削除し、以下の通り訂正

認定職業訓練実施奨励金は 2 種類あります。
１、認定職業訓練実施基本奨励金
・基礎コース：最大６万円／人月（28 日未満は 3,000×実施日数）
・実践コース：就職実績に応じた支払制度
訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者が
最大５万円／人月（28 日未満は 2,500×実施日数）

２、認定職業訓練実施付加奨励金
５５％以上の訓練　２万円／人月（28 日未満は 1,000×実施日数）
４０％以上５５％未満の訓練　１万円／人月（28 日未満は 500×実施日数）

上から 10 行目　「中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という）が定める基金訓練」を削除し以下の通り訂正
⇒厚生労働省令が定める認定訓練

P297 下から 8 行目以降　「基金訓練の実施機関は～」から P298　1～8 行目まで削除。以下の通り訂正

・国や地方公共団体に関連する独立行政法人等でないこと。
・職業能力開発に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者
・納付すべき所得税等、社会保険料並びに労働保険料の納付が適正に行われていない者
・過去に認定職業訓練に係る不正の行為をしたことを理由として、認定の取消しを受けた者又は過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正をした者
・暴力団員等。
・破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその構成員
・風俗営業等
・会社更生法又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

・未成年者

上から 14～17 行目　「ただし教育訓練を主な～」削除。

P298 下から 8～5 行目　削除。

P298～299 1 行目　「責任者 1 名を配置でき～」を以下の通り訂正
⇒「申請職業訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる職業訓練の適正な実施の管理に係る責任者を配置すること。また、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。」

P300　2～3 行目　「教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する者であって、教育訓練を適正に運営することができる者を確保すること」を以下のように訂正
⇒「教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力及び経験を有する者であって、申請職業訓練を適正に運営することができる者を確保すること」

P300 13～19 行目　「基礎演習コース～」削除。

P301 8 行目以降最後まで　削除。

P302 14 行目以降最後まで、③④⑤削除。代わりに以下の文章を挿入。
⇒「3 か月以上 6 カ月以下で、訓練内容に照らして適切な期間であること」

P304 6 行目　「就職率が 30%を下回った場合」を以下のように訂正
⇒「就職率が過去に職業訓練を行ったものと同分野…基礎 45%未満、実践 50%未満、
就職率が過去に求職者支援訓練を行ったものと同分野…基礎 30%未満、実践 35%未満」

下から 8～9 行目　「緊急人材育成・就職支援基金による基金訓練実施機関」を以下のように訂正
⇒「求職者支援訓練による実施機関」

下から 3 行目　「中央協会または中央協会からの」を削除

P305 1 行目　「中央協会会長」を以下のように訂正
⇒「高齢・障害・求職者雇用支援機構」

下から 8 行目　「中央協会」を以下のように訂正
⇒「高齢・障害・求職者雇用支援機構」

下から 2～1 行目「30%を下回った場合」を以下のように訂正
⇒「過去に職業訓練を行ったものと同分野…基礎 45%未満、実践 50%未満、
過去に求職者支援訓練を行ったものと同分野…基礎 30%未満、実践 35%未満」

P306 3, 6, 13, 15 行目　「中央協会」を以下のように訂正
⇒「高齢・障害・求職者雇用支援機構」

下から 8 行目　「ロ 訓練実施事業所の就業規則に基づく所定労働時間内に行われるものであること。 」⇒削除
下から 7～6 行目　「ハ 企業実習先の訓練には、実習指導者、訓練評価者、管理責任者を 1 名以上確保していること。ただし、それぞれは兼務できること。 」を以下の通り訂正

⇒「・実習実施機関において、実習指導者、訓練評価者および管理責任者を配置すること 」

下から 5 行目　「ニ 安全衛生に関する知識・技術の習得を目的とした訓練カリキュラムを含んでいること。」を以下の通り訂正

⇒「・安全衛生に関する技能及び知識の習得を目的とした訓練を含むものであること。」

下から 1 行目　「② 企業実習先への指導が適正かつ効果的に実施できる機関であること。」を以下の通り訂正

⇒「当該実習が行われる事業所の事業主及び従業員が、訓練実施機関の欠格要件に該当しない者であること。」

P307 1～2 行目　「ジョブ・カード講習修了者等の配置　ジョブ・カード講習修了者またはジョブ・カード講習の受講資格を持ち、その受講が予定されている者」を以下のように訂正
⇒「就職支援責任者の配置　求職者の就職の支援に関する措置に係る就職支援責任者を配置すること。就職支援責任者は有効なジョブ・カード講習登録証を有する者であること

5～13 行目　「就職支援で必ずやること」以下の文中の太字部分を以下のように訂正

⇒
・職業相談
・求人情報の提供
・履歴書の作成に係る指導
・公共職業安定所が行う就職説明会の周知
・公共職業安定所への訪問指示
・求人者に面接するに当たっての指導
・ジョブ・カードの作成の支援及び交付
・その他申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のため必要な措置

上から 14 行目以降最後まで⇒削除

P308 上から 14、21 行目　下から 5～4 行目、下から 1 行目「中央協会」を以下のように訂正
⇒「高齢・障害・求職者雇用支援機構」

P309 上から 1 行目　「中央協会」を以下のように訂正
⇒「高齢・障害・求職者雇用支援機構」

P309 上から 3 行目以降　P315 まで、すべて以下の文面に置き換え

⇒
１　求職者支援訓練の適切な実施（３か月から６か月まで ※）
※実践コースのうち震災特例コースは、１か月以内。
①認定を受けた訓練の実施
②受講者出欠報告書など支給申請に必要な書類の準備

●基本奨励金
２ 支給申請

【３か月ごとの申請の場合】
・ 訓練開始日から３か月経過ごと、３か月を経過する応当日の属する月の翌月の応当日（＝訓練開始日から４か月及び７か月（※）を経過する日）までに申請してください。
※ 同一の訓練で２回目の基本奨励金の支給を受けようとする場合で、訓練の残りの実施期間が３か月未満のときは、「７か月を経過する日」ではなく、「訓練終了日から起算して１か月を経過する日」までに申請してください。

【一括申請の場合】

・ 訓練を適切に終了させた訓練実施機関が希望する場合、訓練終了後、訓練終了日から起算して１か月を経過する日までに申請することにより、基本奨励金を一括申請することもできます。

◆支給申請に必要な書類

①認定職業訓練実施基本奨励金支給申請書
（図表 1）

②求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書
（※１）の写し

③受講者出欠報告書（図表 2）および
訓練実施機関で保管している出席簿の写し

④訓練カリキュラム（※２）

※１…（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（または（独）雇用・能力開発機構）が発行した通知書

※２…求職者支援訓練の認定申請時に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（または（独）雇用・能力開発機構）に提出した訓練カリキュラム

●付加奨励金の場合

付加奨励金支給申請書の作成・提出

◆支給申請に必要な書類

①認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書
（図表 3）

②求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書（※１）の写し

③基本奨励金支給決定通知書（※2）の写し(複数回支給されている場合は全て)

④認定職業訓練に係る就職状況報告書（※３）の写し、訓練修了者等が訓練実施機関に提出した就職状況報告書（※4）の写し

⑤認定職業訓練就職者名簿（図表 4）

※１…（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（または（独）雇用・能力開発機構）が発行した通知書

※２…労働局が発行した通知書

※３…訓練終了後に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に提
出する報告書

※４…就職理由による中途退校者の報告書も含む。

●付加奨励金については、申請書提出後に、修了後３か月以内に就職した者から就職状況報告を追加回収できたなどにより、申請書の記入内容を修正したい場合は、申請期限内であれば受け付けます。

P316 全体 震災特例の創設も含め、以下の文章に差し替え

６　社会保険労務士よりひとこと

一般的には「求職者訓練」と呼ばれ、多くの企業、専門学校等が教育訓練をし、受給しています。平成 23 年 9 月 30 日までは時限立法で、「緊急人材育成支援事業」といいました。「求職者支援法」の成立により、10 月 1 日以降恒久的な制度になりました。

７　担当当局

各都道府県の管轄労働局、高齢、障害、求職者雇用支援機構

８　震災の特例

被災地で発生している膨大な量の損壊家屋等のがれきの処理等に必要な人材を育成するため、車両系建設機械等の運転に係る技能講習を実施する特別訓練コースの設定に、特別の認定基準があります。

実施機関は青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に教育訓練実施施設を設置して、車両系建設機械等に係る登録教習機関であること。
規則の施行の日から平成 24 年 3 月 31 日までの間職業訓練を行うもので、以下の措置を講ずることとした上、以下の要件により震災特例コースとしての認定を行うことができることとしたこと。

①　基礎コースから震災特例コースへの連続受講の場合も、当該基礎コースの就職率の算定においては、「連続受講」として取り扱うこと。
②　震災特例コースの訓練期間は 10 日以上 1 か月以下とすること。
③　震災特例コースの訓練時間は 1 か月当たり 50 時間以上とすること。
④　認定要件の一部が免除されること
⑤　地域職業訓練実施計画等の定めにかかわらず、認定の申請を随時受け付けることとし、また、必要があれば新規参入枠を超えて認定できます。

P317～339　図表　以下の書式４点に差し替え

図表１　認定職業訓練実施基本奨励金支給申請書
図表２　受講者出欠報告書
図表３　認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書
図表４　認定職業訓練就職者名簿

１５、キャリア形成促進助成金　P357

＝＝

2011 年 11 月 24 日 被災地の復興につながる人材育成のために、キャリア形成促進助成金の特例措置を設けます。

P379 ５行目以降　以下の文章を付け足し

キャリア形成助成金の震災特例
以下の３つの要件を満たせば、震災特例で引き上げた助成率が適用されます。

１、災害救助法適用の被災地の大企業又は中小事業主または、
　被災地以外で影響を受ける中小事業主

２、震災、風評被害、急激な円高などの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、
　生産量または売上高が減少したこと（下記ａまたはｂに該当すること）

ａ　１か月間の売上高、生産量等（以下「生産指標」）がその直前の１か月または前年同月と比べ５％以上減少する見込みである
ｂ　生産指標の最近３か月間の値が３年前同期に比べ 15%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字である（平成 23 年 12 月 13 日までに訓練を開始する場合に限る）

３、現在の事業分野以外の新たな事業展開を行うため、
　従業員に平成 23 年 11 月 24 日以降に職業訓練を行うこと

助成率が下記のように上がり、大企業でも受けられる場合が生じます。

被災地の中小事業主
正規労働者のＯＦＦ－ＪＴ　３分の１　⇒　２分の１
非正規労働者のＯＦＦ－ＪＴ　２分の１　⇒　３分の２
自主的な職業能力開発　２分の１　⇒　３分の２

被災地の大企業事業主
正規労働者のＯＦＦ－ＪＴ　なし ⇒　３分の１
非正規労働者のＯＦＦ－ＪＴ　３分の１　⇒　２分の１
自主的な職業能力開発　なし ⇒　３分の１

被災地以外の中小事業主
正規労働者のＯＦＦ－ＪＴ　３分の１　⇒　２分の１
非正規労働者のＯＦＦ－ＪＴ　２分の１　⇒　３分の２
自主的な職業能力開発　２分の１　⇒　３分の２

＝＝

2011 年 12 月 15 日　キャリア形成促進助成金の新しい申請様式・添付書類が発表されました。

以下の書類を削除
P380～413

以下の書類を挿入

1　年間職業能力開発計画期間の始期が平成 23 年 10 月 1 日以降の場合
（１）訓練等支援給付金
　キャリア形成促進助成金訓練実施計画届（訓練実施計画変更届）　PDF 12 月 15 日追加

（２）参考様式（年間職業能力開発計画）　PDF 12 月 15 日追加

2　年間職業能力開発計画期間の始期が平成 23 年 4 月 1 日以降 9 月 30 日以前の場合
【旧独立行政法人雇用・能力開発機構から訓練実施計画届受理通知書を受けている事業主用】

○訓練等支援給付金
キャリア形成促進助成金訓練実施計画変更届 PDF

3　年間職業能力開発計画期間の始期が平成23年3月31日以前（対象認定実習併用職業訓練は平成23年3月31日以前に訓練が開始されたものに限る。）の場合

【旧独立行政法人雇用・能力開発機構から受給資格認定通知書を受けている事業主用】
（１）訓練等支援給付金及び職業能力評価推進給付金
キャリア形成促進助成金受給資格認定変更申請書　PDF

4　対象有期実習型訓練のうち平成23年3月31日以前に訓練が開始された場合の申請書
【旧独立行政法人雇用・能力開発機構から受給資格認定通知書を受けている事業主用】
PDF

II　支給申請を行う場合1　訓練実施期間の始期が平成23年10月1日以降の場合
（１）訓練等支援給付金
キャリア形成促進助成金支給申請書 PDF

（２）参考様式（訓練等実施・出席状況報告書、訓練日誌）　PDF　　12月15日追加

2　訓練実施期間の始期が平成23年4月1日以降9月30日以前の場合
○訓練等支援給付金
キャリア形成促進助成金支給申請書 PDF 12月15日追加

3　訓練実施期間の始期が平成23年3月31日以前の場合
○訓練等支援給付金及び職業能力評価推進給付金
キャリア形成促進助成金支給申請書 PDF 12月15日追加

III　チェックリスト

○　訓練等支援給付金

　キャリア形成促進助成金訓練実施計画届チェックリスト PDF 12 月 15 日追加

　キャリア形成促進助成金支給申請書類チェックリスト PDF 12 月 15 日追加

１６、実習試行雇用奨励金・正規雇用奨励金　P340

＝＝＝

2011 年 4 月 1 日までさかのぼりで実習試行雇用奨励金・正規雇用奨励金の支給要件が緩和されました。

被災地であれば、基金訓練終了者以外の方でも、受給可能です。

Ｐ345　5 行目以降

次の内容を追加

基金訓練修了者以外は以下の方が対象になります。

①上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に平成 23 年 3 月 11 日時点において居住していた方

②上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に所在する事業所に雇用されていた者で、当該事業所が東日本大震災等による被害により事業が休止・廃止したために離職を余儀なくされた方

＝＝＝

2011 日 12 月 15 日　正規雇用奨励金を被災地に限って拡充します。

P341 一番下に以下の文章を追加

被災地の障害者にかかる実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金の拡充

実習型雇用支援事業の対象となる被災地の障害者について、被災地での企業の実習期間終了後に正規雇入れをした場合の「正規雇用奨励金」を拡充します（支給回数を3回に増やし、計150万円支給）

以上